



かーくん

# 診断書の書式改定と 本人情報シートの活用について

静岡家庭裁判所

# □ 家庭裁判所の手続について

## ① 申立て

### 【申立権者】

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 市区町村長 など

本人情報シート



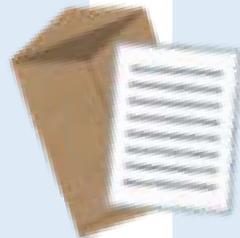
本人

受診 ↓ ↑ 診断書



医師

申立て  
申立書類  
を提出



## ② 審理



家庭裁判所

必要に応じて

審問や調査



本人・申立人

鑑定書  
鑑定依頼



医師

鑑定



本人

審判

## ③ 審判



家庭裁判所

後見人  
選任



本人



後見人

- 後見等の開始
- 後見人等の選任

# □ 診断書・本人情報シート の位置づけ

## ◆ 後見・保佐

家事事件手続法  
第119条1項, 133条

原則として鑑定が必要  
明らかに不要なときは  
省略できる

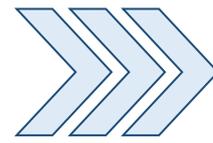


鑑定の要否を検討する  
ために診断書を求めている

## ◆ 補助・任意後見

家事事件手続法  
第138条, 219条

医師その他の適当な者  
の意見を聴かなければ  
ならない



通常は診断書で足りる  
必要に応じて鑑定を実施

## ※ 本人情報シート (H31.4から運用開始)

作成・提出は必須ではないが、医師の診断のための補助資料や審判の資料として活用している。なるべく多くの事案で提出されることが望ましい。

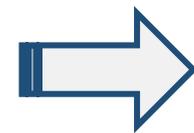
# □ 診断書改定・本人情報シート作成の経緯

## ◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

「医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。」

## ◆ 検討課題

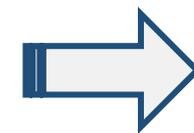
➤ 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方



診断書の書式の改定

H31.4全面改定, R3.10一部改定

➤ 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方



本人情報シートの書式の作成

H31.4から運用開始

# □ 診断書改定のポイント

## ①判断能力についての意見欄の見直し

財産管理能力の確認に偏り過ぎないように、「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」についての意見を求める表現に改定

### 従前の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。



### 平成31年4月改定

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

チェックボックスの  
順番を従前と逆に

# □ 診断書改定のポイント（続き）

## ②判定の根拠を明確化するための見直し

### 平成31年4月改定

判定の根拠を自由記載としていたものを改め、(1)見当識、(2)他人との意思疎通、(3)理解力・判断力、(4)記憶力について障害の有無等を記載する欄を新設

#### 判定の根拠

理解力・判断力の障害の有無

あり ⇒ ( 程度は軽い  程度は思い  顕著)

なし

( )

### 令和3年10月改定

選択肢の表現を見直すとともに、(3)理解力・判断力、(4)記憶力について、下位項目を設けた。

#### 判定の根拠

理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払いが

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

( )

# □ 診断書改定のポイント（続き）

## ③ 医学的診断の各種検査の記載欄の見直し

令和3年10月改定

脳の萎縮または損傷等の判断は、原則として脳画像検査を通して得られるものであること等の医師の意見を踏まえ、**脳画像検査の実施の有無等**を記載する項目を新設

「知能検査」，「その他の項目」についても検査実施の有無や検査内容等について記載する項目を設けた。

### 各種検査

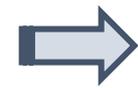
長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/>	点（	年	月	日実施）	<input type="checkbox"/>	実施不可
MMSE	<input type="checkbox"/>	点（	年	月	日実施）	<input type="checkbox"/>	実施不可
脳画像検査	<input type="checkbox"/>	検査名：（	年	月	日実施）	<input type="checkbox"/>	未実施
		脳の萎縮または損傷等の有無					
		<input type="checkbox"/> あり					
		所見（部位・程度等）：					
		<input type="checkbox"/> なし					
知能検査	<input type="checkbox"/>	検査名：（	年	月	日実施）		
		検査結果：					
その他	<input type="checkbox"/>	検査名：（	年	月	日実施）		
		検査結果：					



# □ 本人情報シートの活用方法

主に**医師が診断書を作成する際の補助資料**として活用することを想定

①本人情報シートの  
作成依頼



②診断書作成医に提出

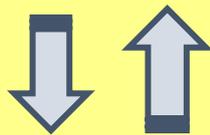


③申立書類として  
裁判所に提出

本人・親族  
自治体担当者等



依頼



シート  
作成

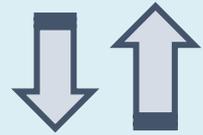


福祉担当者

本人・親族  
自治体担当者等



シート  
提出



診断書  
作成



医師

本人・親族  
自治体担当者等



申立て



家庭裁判所

福祉担当者において  
作成

診断の補助資料  
として活用

審判の資料とする

# □ 本人情報シートを活用方法（続き）

## 後見等の手続開始前

支援内容の検討

後見人候補者の選定



## 後見等の手続開始後

チームでの方針検討

後見事務の見直し



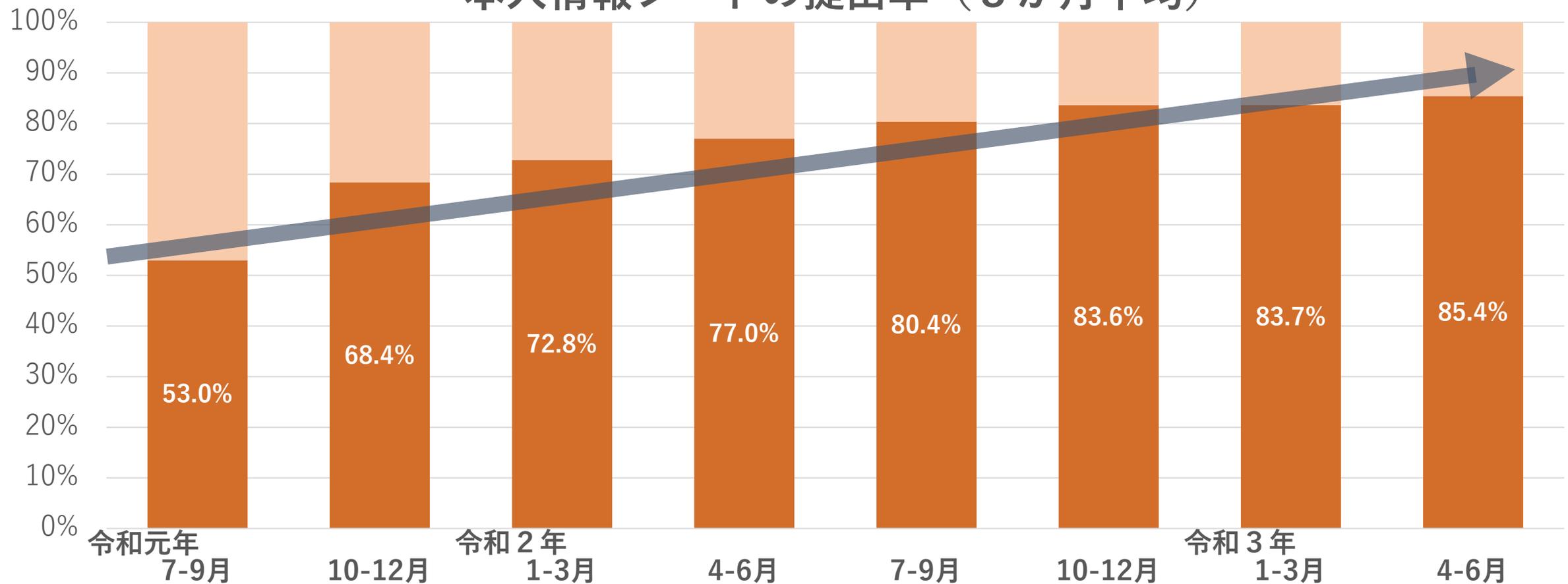
本人の状況の変化に応じた適切な支援の実現

# □ 本人情報シートの活用状況と今後の課題

## 調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、本人情報シートが提出された事件数を調査

### 本人情報シートの提出率（3か月平均）



- ◆ 提出率は順調に伸びており、本人情報シートは全国的に実務に定着していると言える。
- ◆ 本人情報シートが裁判所に提出されていても、医師に提供されていない事案が一定数存在する。今後は、医師に提供されていない事案を減らすことが課題。



# □ 診断書・本人情報シートの手書式と作成の手引

- ◆ 診断書の手書式（資料1参照）
- ◆ 本人情報シートの手書式（資料4参照）
- ◆ 作成の手引（成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引）

診断書や本人情報シートを作成する際の一般的な基準（記載ガイドライン）や記載例，作成方法等が記載されている。

裁判所のウェブサイトからダウンロード可能

トップ > 裁判手続案内 > 裁判所が扱う事件 > 家事事件 >

【関連ページ】成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引

※同ページから手書式のダウンロードも可能



ご清聴ありがとうございました

